

第 26 回 CDM 理事会報告¹

地球環境ユニット

地球温暖化政策グループ研究員 伊藤葉子

・第 26 回 CDM 理事会会合 結果概要

第 26 回 CDM 理事会会合 (EB26) が、気候変動枠組条約 (UNFCCC) 本部 (ボン) において 9 月 26 日～29 日に開催された。今次理事会会合による主な検討結果を以下に述べる。今次理事会会合の議論の詳細、その他の検討結果等については「第 26 回 CDM 理事会会合における決定事項と議論の内容」を参照されたい。また、主な用語については巻末に解説を付した

プロジェクトの登録及び削減クレジット (CER) の発行ⁱ

- プロジェクトの登録申請、CER の発行要請が行われたプロジェクトで、これまでに理事会メンバーよりレビュー要請が出された案件について検討が行われた。前回会合において再審査 (レビュー) を実施することが決定されたプロジェクトのうち 1 件について、登録を不承認とすることが合意された。当該案件はインドにおける水力発電プロジェクトで、追加性ⁱⁱの立証が不十分との見解が示された。CDM 理事会で登録申請が却下される 5 件目のケースとなった。
- プロジェクトの審査体制を強化するため、RITⁱ メンバーに追加する 10 名の専門家が選任され、合計 20 名で構成されることとなった。

ベースライン及びモニタリング方法論ⁱⁱⁱ

- 方法論パネルより、炭素回収・貯留 (CCS) の方法論に関する報告書が提出された。理事会で検討が行われた結果、修正を加えた上で COP/MOP (京都議定書締約国会議) に対する CDM 理事会からの勧告として採択することが合意された。
- バイオ燃料を用いた方法論の策定に関する横断的検討課題として、CER の二重計上 (ダブルカウント)^{iv}の問題がある。これまでに CDM 理事会及び方法論パネルで度重なる検討が行われてきたところ今次会合の結果、バイオ燃料の消費者がプロジェクト活動を実施する場合と、消費者と生産者が共にプロジェクト境界内に特定される場合のみについて、ガイダンス採択が合意された。他方、バイオ燃料の生産者のみが CER を計上するケースについては、その消費が確実に行われた (GHGs の排出削減をもたらした) ことの立証に関する問題点等から、ガイダンス採択は見送られ、パブリック・コメントを受付ける (2006 年 10 月 2 日～20 日) ことが合意された。こうした状況から、バイオ燃料の生産者からこれまでに提出された方法論の審査は保留されることとなった。
- プログラム型 CDM^vの定義等について議論が行われたが、具体的な決議等はなかった。本件については EB24 (2006 年 5 月) にて方法論パネルより定義付けが要請されて以来検討

¹ 本稿は、第 26 回 CDM 理事会報告及び同会合への各パネル、ワーキング・グループからの提出書類等に基づき作成した。理事会決定に関する公式情報については UNFCCC の HP (<http://cdm.unfccc.int/>) を参照されたい。

が膠着しており、実質的な合意形成は今回も先延ばしとなった。

- 個別方法論では、アフリカのプロジェクト等をベースとして、新たに 6 件の方法論が承認された。

植林・再植林 CDM

- 新たに 1 件の方法論が承認され、植林・再植林の承認方法論は合計 4 件となった²。
- 方法論の審査体制等を強化するため、植林・再植林ワーキング・グループ (AR-WG) のメンバーを 2 名追加することが合意された。

小規模 CDM^{vi}

- 小規模 CDM の定義の見直しが行われた。その結果、小規模プロジェクトとしての適格性を示す閾値を新たに採択し COP/MOP に改訂を勧告することが合意された。これによる省エネルギーの小規模プロジェクトを促進する効果が期待される。
- 新たに 1 件の方法論が新設されたほか、他の横断的課題について検討が進められた。

運営組織^{vii}の信任関連

- 「運営組織の信任手続き」の改訂版が採択された。また、指定運営組織 (DOE) の業務の質向上に向け、スポット・チェック^{viii}実施についての対応等が合意された。

CDM 理事会の運営など

- CDM プロジェクトに地理的偏在がみられることから、CDM 理事会はバランス改善に関する検討を行うよう COP/MOP から要請を受けている。本件について、外部から寄せられた考察等に基づく分析や、情報アクセスの改善等に向けた作業を実施中であることが報告された。
- 今次会合では非公式会合を含む全日程のうち会議が公開されたのはおよそ 3 分の 1 にとどまった。多くの議題が非公開の場で決定され、議論の透明性が低下した。
- CDM 理事会に対する COP/MOP の要請により、CDM 理事会は個別プロジェクトや方法論の詳細審査などの“マイクロ・マネジメント”に携わるのではなく、より“執行 (executive)”機関としての役割を担うことが求められている。理事会メンバーの間にもこうした意識が広まっているが、登録申請案件や方法論の申請数の増大が見込まれるなか、今後の CDM 理事会運営のあり方についての検討の必要性が一層高まっている。
- 次回 CDM 理事会会合は、2006 年 10 月 29 日～11 月 1 日にボンにて開催される予定。

² 小規模植林・再植林の簡便化方法論を除く。

．第 2 6 回 C D M 理事会会合における決定事項と議論の内容

1 ．指定運営組織の信任関連

1 - 1 ．「運営組織の信任手続き」の改訂

これまでに「運営組織の信任手続き」の改訂について検討が行われてきたところ、信任パネルは、EB25 で指摘された 3 つの問題点（認証段階での立ち会い審査、変更の通知、信任更新³）について検討を加え、今次の理事会会合に対し「運営組織の信任手続き」改訂案をあらためて提出した。今次理事会会合の結果、スポットチェックの実施手順とともに承認された（内容については下記＜参考 1＞参照）。

改訂は、これまでに DOE の役割を強化する必要性が理事会メンバーにより認識されていることを反映し、DOE の質を管理するための体制を強化する内容となった。

< 参考 1 >

「運営組織の信任手続き」改訂による現行規定からの主な修正点（EB26）：

立会い審査（witnessing）

従前では、立会い審査は書面審査のみとすることも可能と規定されていたところ、認証段階の立会い審査については、プロジェクトサイトでの現地調査を含むことが規定された。（有効化段階においては、現地調査を立会い審査に含むことを要請することができるとされ、必ずしも立ち会い審査が行われることは求められていない。）

信任更新（re-accreditation）

従前規定より大幅な追記が行われ、DOE のこれまでの実績が信任更新審査に勘案される内容となった：

- DOE は、信任の有効期限の 9 ヶ月前に事務局に対して更新の意思確認を通知する；
- DOE は、過去 3 年間に改訂が行われた文書のみを提出し、改訂箇所を明示する；
- DOE は、従前の信任申請書類に加え、これまでに DOE として行った有効化審査及び認証・検証プロジェクトについて、それらのステイタスも含めたりリストを提出する；
- 信任更新審査は、提出書類の机上審査、これまでに当該 DOE が扱ったプロジェクトの有効化、認証・検証実績に対する評価、現地調査、立会検査により行われる。立会い審査の回数は、当該組織の過去のパフォーマンス評価に基づき、AT（信任チーム）の勧告、信任パネルの承認を経て決定される。
- 机上審査及びパフォーマンス評価を行う AT は、当該組織の現地調査において特に重点的に審査する項目を特定し、審査計画に盛り込むこと。AT はサンプル調査を実施することも可能とし、必要に応じて追加情報の提出を求めること；
- 立会い審査は現地調査と組み合わせることを可能とする。信任更新の審査に基づき CDM 理事会は、当該 DOE の信任更新の承認、または、セクタースコープの削減、保留、停止を決定す

³ DOE は信任の有効期限（指定から 3 年間）到来に際し、更新手続き申請を行うことが規定されている。

る。

AE/DOE のステイタス変更に関する通知

DOE の法人格や立地等について変更がある場合の手続きについて、以下とおり規定の追加・修正が行われた：

- 変更実施の 3 ヶ月前に事務局に通知すること；
- 変更内容については信任パネルによる審査が行われ必要に応じて信任パネル・信任チームによる追加作業及び費用が発生すること；
- 必要な通知が行われない場合には、CDM 理事会により決定される罰金の支払いが求められる、または信任が停止される場合があること；
- 従前の規定により、現地調査が実施された場所の OE のみが信任の対象となることが規定されていることから、AE の所在地が他の国に変更される場合は、新たな信任申請とみなすこと。

スポットチェック

スポット・チェック実施の詳細手順が追加された：

- CDM 理事会は、スポットチェック実施を決定した場合、スポットチェックのスコープを決定し、信任パネルに通知する；
- 事務局から提出される当該 DOE に関する書類を審査し、AT が上記スコープを勘案し評価計画を作成する；
 - 評価計画は信任パネルの承認を得ること；
 - AT はスポットチェックを実施し、5 日以内に信任パネルに報告書を提出；
 - スポットチェック報告書には以下を含むこと： 評価報告、 発見された不適合事項（non-conformity） 信任または信任保留についての信任パネルへの勧告を含む最終報告；
- 信任パネルはスポットチェック報告書に基づき CDM 理事会に対し当該 DOE について下記のいずれかの勧告を行う：
 - 信任されているすべてのセクタースコープ、または、問題が指摘されたセクタースコープの信任を一定期間停止し、不適合事項についての是正措置の実施と確認を行う；
 - 信任取消；
 - 信任継続。
- CDM 理事会は、状況の重大さに応じて、信任されているすべてのセクタースコープ、または、問題が指摘されたセクタースコープの信任を直ちに停止することができる。こうした場合 CDM 理事会はスポットチェックの実施に先立ち、当該 DOE の名称を公表する決定を行うことができるものとする。

1 - 2 . 方法論の改訂に伴う猶予期間

現状の規定では、方法論の改訂が行われる場合には、猶予期間として、改訂公示後 8 週間以内であれば、改訂前の方法論を用いてプロジェクトの登録申請を行うことができる⁴。これについて信任パネルでは、こうしたケースの立会い審査が 8 週間では完了し得ないことから、

⁴ PROCEDURES FOR THE REVISION OF AN APPROVED BASELINE OR MONITORING METHODOLOGY BY THE EXECUTIVE BOARD (version 04)

立会い審査が行われるプロジェクトについては、猶予期間をさらに 6 週間延ばし 14 週間とすることを CDM 理事会に対し勧告した。この勧告は今次 CDM 理事会にて承認された。

また、方法論の改訂が頻繁に行われることの影響を緩和するため、方法論の改訂を半年にまとめて行うべきといった見解も出されたが、合意されなかった。

1 - 2 . DOE の業務の質に関する検討

CDM 理事会は、特定の DOE に対しスポットチェックを初めて実施しているところであり、この結果に基づき次回 CDM 理事会にて対応（当該 DOE の信任の取り消し、停止、または継続）を検討する予定である。また、今次会合の結果、さらに 2 件の DOE についてスポットチェックを実施することが合意された。さらに、DOE の業務の質を確保するためスポットチェックに至る前に取られる施策を信任パネルで検討するよう要請した。

2 . 方法論

2 - 1 . 横断的課題

（ 1 ）炭素回収・貯留（CCS）方法論の扱い

COP/MOP1 決定による CDM 理事会に対する要請として、理事会に提出された炭素回収・貯留（CCS）方法論の検討を行い方法論策定の観点から COP/MOP2 に勧告を提出することが求められている。特に CCS に関連した主要論点として、漏洩、永続性、プロジェクト境界の 3 つが挙げられた。

これまでの検討をふまえ方法論パネルは、今次の理事会に対しあらためて勧告案を提出した⁵。当該勧告案は、CCS の方法論に関する問題点を 政策的・法的論点、 技術的・方法論的論点に分類し、 については COP/MOP で、 については COP/MOP が指定した専門的な組織（IPCC を想定）で検討することを求める内容であった。また、これまでに提出された方法論については、それぞれの問題点を分析した上で、その解決のためには、COP/MOP および専門的な組織からのガイダンスがまずは必要とされた。

今次の理事会会合で検討が行われた結果、具体的な方法論の分析に限定することが適切との考え方から、COP/MOP に対する勧告の中に COP/MOP で検討すべき課題の抽出等は含まない内容とした上で採択された。

理事会の議論では、例えば、“国際社会が許容できる漏洩レベル”といった問題は、まずは技術的な観点から検討する必要があるとする意見と、政策的な意思決定が求められるとする意見等に分かれた。このように CCS に関する課題の検討プロセスについても CDM 理事会内で合意が得られにくいことが観察され、CCS プロジェクトを CDM として認めることの是非

⁵ EB25 では、COP/MOP2 への勧告の作成を進めるにあたり勘案されるべき事項として、以下の 4 点が挙げられた： 貯留された CO₂ 量の具体的計測方法、 CO₂ の注入サイトだけでなく、漏洩のモニタリングを行うために、プロジェクト領域として貯留層全体を含むための規定の策定、 CO₂ の腐食性（強酸性）による貯留層からの漏洩への影響、 小規模 CDM の方法論として提出された海洋貯留に関する専門家の見解。

について明示的な見解は示されなかった。

(2) 政府プログラム下でのプロジェクト活動に関する定義

これまでに CDM 理事会は、方法論パネルに対し “ プログラムのもとで行われる CDM のプロジェクト活動 ” の定義等についてこれまでに提出された方法論に基づき具体的検討課題を抽出することを要請した。また、政策及びプログラムによる活動の定義についてパブリック・コメントを募集 (2006 年 5 月 19 日 ~ 6 月 16 日) し、こうしたインプットをふまえ定義のオプションとその含意を示すことを要請した。

今次理事会に対し方法論パネルは、“ プログラム ”、“ 政策 ” のそれぞれについて定義のオプションを提示した。関連して、政策の強制度 (implementation, enforcement) について明確化を求めた。しかしながら、今次理事会会合では、本件について各メンバーの見解が示されるにとどまったことから、今次理事会会合での議論を勘案し事務局がオプションの精緻化を行い、次回 CDM 理事会にあらためて提案することとされた。

(3) ダブルカウント

バイオ燃料を用いるプロジェクト活動の方法論策定に関する一般的ガイダンスとして、前回理事会では、特に附属書 国へのバイオ燃料輸出が行われ、結果として排出削減義務を負う先進国で排出削減が計上されることによるダブルカウントのケース等について、方法論パネルで再検討することが要請された。

今次の CDM 理事会に対する方法論パネルからの勧告は、バイオ燃料の生産者と消費者の間でのダブルカウント、附属書 国と非附属書 国の間でのダブルカウントについて考慮し、プロジェクト参加者にダブルカウントが生じないことの証明を求めるといった厳格な規定内容となっていた。

しかしながら理事会では、バイオ燃料の生産者のみが CER を計上するケースについて、非附属書 国への輸出や、他の用途への転用、事故、長期保存等がなく確実に消費が行われた (GHGs 排出の削減をもたらした) ことをどのように担保するかについての合意が得られなかった⁶。また、バイオ燃料の生産に伴う排出をどのように扱うのかといった点について見解が分かれた。メンバーからは、こうした上流部門の排出を算定するための詳細な計算式を提示した方法論の提出が増えており、一貫性のある扱いが求められるといった意見が示された。

討議の結果として、まずは、バイオ燃料の消費者が CER を計上する場合、バイオ燃料の消費者がプロジェクト境界に含まれ、消費量のモニタリングに基づき排出削減量を測定する条件において生産者が CER を計上する場合、の 2 ケースのみを対象としてガイダンスを採択することが合意された。生産者のみが CER を計上するケースについては、パブリック・コメントを受付ける (2006 年 10 月 2 日 ~ 20 日) ことが合意された。

⁶ 当該ガイダンスを勧告案通りの内容で採択することについて投票が行われたところ、賛成 6、反対 4 により否決された。

< 参考 2 >

「混合バイオ燃料のエネルギー利用を行うプロジェクト活動のダブルカウントに関するガイダンス」

バイオ燃料による化石燃料の代替を行うプロジェクト活動からの排出削減は以下の場合に可能とする：

(ア) バイオ燃料の消費者が CER を計上する場合

(イ) バイオ燃料の消費者がプロジェクト境界に含まれ、消費量のモニタリングに基づき排出削減量を測定する条件において生産者が CER を計上する場合

バイオ燃料が附属書 国へ輸出される場合、CER 計上の対象にはならないこと；

提案される方法論は、化石燃料を代替して、消費者（エンドユーザー）が実際に消費したバイオ燃料量を確実に認証可能なモニタリングのスキームまたは枠組を規定すること。エンドユーザーによる消費量のモニタリングはバイオ燃料の生産量に相当するもの（注：バイオマス燃料の生産量のうちの消費量分をモニタリングの対象とする）とし、排出削減量を算定し CER を計上するために用いるものとする。バイオ燃料の消費者によるプロジェクト活動の方法論は、CDM 活動に起因し（attributable）、測定可能な（measurable）リーケージ⁷の推計を示すこと；

プロジェクト活動による排出削減を算定するのに際し、バイオ燃料の生産に伴う GHGs 排出を勘案すること。ただし、購入契約により登録済みの植林・再植林 CDM から生じるバイオマスを用いる場合には、バイオ燃料の生産に伴う排出は考慮する必要はない⁸。

（４）方法論ツール

CDM 理事会は、方法論を構成するコンポーネントをモジュール化した「方法論ツール」の策定を検討している。ツールとして関連した方法論に組み込むことを可能とすることで、方法論の作成を容易にするとともに方法論間の整合性を図るものとして⁹、現在方法論パネルが以下の分野で作業を進めている： FOD（first order decay）モデルに基づいた固形廃棄物の埋立によるメタン排出（回避分）の算定、電力系統のコンバインドマージンの排出係数の算定、メタンのフレア効率の算定。

このうち今次の CDM 理事会に対して、の方法論ツールの採択が勧告された。当該ツールは、既存方法論（AM0025：「有機廃棄物の処理方法の変更による排出回避」）に基づき作成されたもので、このうち、CER を計上する（排出削減が行われたと考える）タイミングについて検討が行われた。本件は、廃棄物の投棄が行われてからメタンが排出されるまでに一定の時間がかかることから、CER の計上を 1 年間遅らせる可能性を含めて検討された。

この結果、ある年に投棄された廃棄物に係る排出削減量は、その年の終わりに CER を計上（既存の AM0025 と整合）することが合意され、当該ツールが採択された。

⁷ マラケシュ合意、パラグラフ 50 に基づく。

⁸ EB25 における決定（植林・再植林プロジェクト及び非 AR プロジェクトにおける排出源のダブルカウント）をふまえた内容。

⁹ 類似のアプローチとして、追加性立証について、ツールの策定が行われ多くの方法論がツールを参照とすることにより方法論策定の簡素化、整合化を図っている。

2 - 2 . 個別方法論の検討

(1) 承認勧告方法論 (A 判定)

今次会合では以下の 6 つの方法論が新たに承認された。

AM0035 「電力系統におけるSF₆削減」

変電所の遮断機や絶縁変圧器に絶縁体として用いられるSF₆の放出を、漏洩の低減や回収・利用により削減する内容。ナイジェリアのプロジェクトをベースとした新規提案方法論 (NM0135: Reducing SF₆ Emission in High-Voltage Transmission/Distribution Systems in Nigeria) に基づく。

AM0036 「熱源供給用ボイラーに用いられる化石燃料のバイオマスへの転換」

バイオマス残渣を利用し熱源供給を行う (発電は行わない) 内容。南アフリカのプロジェクトをベースとした新規提案方法論 (NM0140-rev: Mondi Richards Bay Biomass Project) に基づく。

AM0037 「石油・ガス製品生産設備におけるフレアリング削減及びガス利用」

石油・ガス製品の処理工程で発生する廃ガスをメタノール生産に利用することで、フレアリングを削減する。赤道ギニアでのプロジェクトをベースとした新規提案方法論 (NM0145: Reduction of Flaring and Use of Recovered Gas for Methanol Production) に基づく。

AM0038 「シリコンマンガン生産における既存アーク炉の省エネルギー」

合金の製造工程におけるアーク炉の効率を改善する内容。南アフリカでのプロジェクトをベースとした新規提案方法論 (NM0146: Transalloys Manganese Alloy Smelter Energy Efficiency Project in South Africa) に基づく。

AM0039 「コンポスト化による、有機廃水及び生物有機固形廃棄物からのメタン発生削減」

既存の類似方法論 (AM0013 「有機廃水処理によるメタン排出回避」、AM0025 「有機廃棄物の処理方法の変更による排出回避」) と比較し、有機廃棄物の堆積地等に関して、汎用性を拡大した内容となっている。マレーシアでのプロジェクトをベースとした新規提案方法論 (NM0147: Methane abatement through composting) に基づく。

AM0040 「セメントキルンでのクリンカ製造における代替材料の使用」

セメント生産に用いられるクリンカの製造過程で発生するCO₂を、代替材料を用いることで削減する内容。メキシコのプロジェクトをベースとした新規提案方法論 (NM0163: Use of calcined ashes and fluorite for clinker production in the Cement Plant of Huichapan, Mexico) に基づく。既存の類似方法論 (ACM0005) では、クリンカからセメントを生成する工程において、クリンカの代替材料を混合することでクリンカの焼成から生じる排出量を

削減させる内容となっている。

< 参考 3 >

上記方法論のうちAM0037を除く5つの方法論については非公式会合の検討の結果承認された。

AM0037については、方法論パネル勧告案に示された適用条件のうち“ プロジェクト活動による製品の生産が附属書 国での生産を代替しないこと（京都議定書の目標を負う附属書 国からの生産シフトではないこと）が証明されること ” について、その必要性について議論が行われた。方法論パネルの勧告は、当該方法論は既存設備だけでなく新規設備も対象としているところ、ベースライン・シナリオとして、先進国の既存プラントからの生産シフトが発生する場合には、プロジェクト活動による新規工場の設置はGHGの排出削減を追加的にもたらすものではない、との見解（カーボン・リーケージと、追加性の問題）に基づき当該の適用条件を設けるべきというものであった。

理事会メンバーからは、こうした生産シフトが発生する現実性が乏しく、また、立証困難であることなどから、当該の適用条件は不要とする見解が示された¹⁰。議論が重ねられた結果、当該適用条件を「新規工場において廃ガスが燃料として用いられる場合には、この新規工場におけるメタノール等製品の生産は、（１）プロジェクト活動がない場合に附属書 国で建設されるであろう新規工場で、（２）ベースラインにおいて行われるテールガスのフレアリングによる排出の1%を越えるような新規工場の生産を代替しないこと。」とすることで合意された。

なお、こうしたケースについての検討を、今後方法論パネルで行うことが要請された。

（２）条件付差し戻し勧告が出された方法論（B 判定）

以下の方法論について、方法論パネルの勧告どおり条件付差し戻しとすることが合意された：

- NM0121: Bumbuna Hydorelectric Project
- NM0144: Energy efficiency improvements carried out by an Energy Service Company (ESCO) in Ulaanbaatar, Mongolia to replace old boilers with new ones
- NM0155: Waste gas utilisation for steam and power generation at RIL Jamnagar refinery
- NM0159: Implementation of an Efficiency Testing, Consumer Labelling and Quality-Assurance Program for Air Conditioners in Ghana
- NM0160: Shell Cogeneration Project
- NM0165: Feed switchover from Naphtha to Natural Gas (NG) at Phulpur plant of IFFCO
- NM0166: JISL biomethanation of biodegradable waste for thermal applications

¹⁰ このため当該の適用条件を削除した形で方法論を承認する案について投票が行われたところ否決された（賛成 6、反対 4）。

(3) 不承認勧告方法論 (C 判定)

以下の方法論について、不承認とすることが合意された：

- NM0134-rev: Paramonga CDM Bagasse Boiler Project
- NM0138-rev: American Israel Paper Mill (AIPM) Natural Gas Cogeneration
- NM0162: Reduction in GHGs emission from primary aluminum smelter at Hindalco, Hirakud India
- NM0169: Reducing GHG emission in PTA-3 of RIL-Hazira by efficient utilization of energy in the form of fuel, power and steam
- NM0173: Switching of fuel from naphtha to natural gas at Essar Power Limited's 515 MW power plant in Hazira, Gujarat, India, for generation and supply of electricity to Gujarat Electricity Board Grid and to Essar Steel Limited
- NM0175: Green House Gas (GHG) emissions reduction by use of 'Nimin- a natural nitrification inhibitor ' with Urea in agriculture soils
- NM0177: Utilization of Coke Oven Gas for Cogeneration
- NM0182: Improved Efficiency in Power System Generation through Advanced SCADA Control Systems and Related Energy Management Protocol in Azerbaijan
- NM0183: Essar Oil Limited (EOL) – Avoidance of Green House Gas emissions by application of residuum oil supercritical extraction (ROSE) technology as solvent de-asphalting process in petroleum refinery

方法論パネルの勧告では、バイオ燃料の生産に関わる下記2つの方法論について不承認とすることが勧告されていた。これらは、バイオ燃料の生産者がプロジェクト参加者となっており、消費の側面は勘案しない内容となっている。ダブルカウントの問題（前出）について、こうしたケースについての合意が今次理事会では得られなかったため、両方法論についての判定は保留とされた：

- NM0108-rev: Biodiesel production and switching fossil fuels from petrodiesel to biodiesel in transport sector - 30 TPD Biodiesel CDM Project in Andhra Pradesh, India
- NM0129-rev: Sunflower Methyl-Ester Biodiesel Project in Thailand

(4) 承認済み方法論の改訂

「有機廃棄物の処理方法の変更による排出回避 (AM0025)」

これまでの検討 (EB24) により、既存方法論「インドにおける都市ゴミ関連法の遵守を利用した都市ゴミからのメタン利用 (AM0012)」を AM0025 に統合化することが合意された。AM0012 は、インドにおいて埋立地の運用に関する規制が存在するものの一定の遵守率を下回る場合には当該方法論を適用可能としており、この内容が AM0025 に組み込まれた。これ

により AM0025 の適用範囲が拡大され、AM0012 は廃止することになった。また、ベースラインのメタン排出の算定式に用いられるパラメータについて、「国別排出量目録のための 2006 年 IPCC ガイドライン（以下、2006 年 IPCC ガイドライン）」をふまえた変更と、遵守率のモニタリングに関する柔軟性を高めるための表記の一部変更が行われた上で採択された。

なお、当該方法論のメタン排出計算については、今次の CDM 理事会で採択された「方法論ツール」（前出）が用いられている。

「無機化合物の生産における、化石及び鉱物起源 CO₂ から再生可能起源 CO₂ への置換（AM0027）」

ベースラインにおける CO₂ 排出が、無機化合物の生産のためだけであり、エネルギー生産用途には適用されないことを明確化した。同様の内容の小規模 CDM 方法論（AMS.III.J）が今次理事会会合で承認された。

「硝酸製造過程の副産物 N₂O の除去、破壊（AM0028）」

従前の硝酸製造工程起源の N₂O に加え、カプロラクタム（ナイロン 6 中間物）製造工程へ適用範囲が拡大された。また、既存方法論（AM0034：「硝酸工場のアンモニア燃焼設備内における触媒を用いた N₂O 削減」との整合を図り、モニタリング規定に欧州規格（EN14181）に準じた測定器の製造、取り付け、運用についての記述が追加された。

（５）統合方法論

ACM0010「家畜糞尿処理システムからの GHG 排出削減のための統合方法論」

既存の「家畜糞尿処理システムからの GHG 排出削減（AM0006）」及び「家畜の飼料管理による糞尿処理の改善（AM0016）」に基づき統合方法論が策定され、既存の 2 方法論は廃止とされた。理事会会合では、従前の 2 方法論と比較し、モニタリング項目が大幅に追加されている点について理事会メンバーより質問があった。これに対し、主にフレア効率のモニタリング規定の追加によるものであること、簡素化が可能な場合には項目の削減はあり得ることなどが議論された。

３．植林・再植林 CDM

３－１．個別方法論の検討

（１）承認勧告方法論（A 判定）

今次理事会の結果、下記 1 件の新方法論が承認された。

ARAM0004「農業用地における植林・再植林」

農業・畜産による土地の劣化が進む地域において、アグロフォレストリー等を実施する内容。ホンジュラスのプロジェクトをベースとした新規提案方法論（ARNM0019: Reforestation

around Pico Bonito National Park, Honduras) に基づく。

(2) 条件付差し戻し勧告が出された方法論 (B 判定)

以下の方法論について、AR-WG の勧告どおり条件付差し戻しとすることが合意された：

- ARNM0015：“Reforestation as Renewable Source of Wood Supplies for Industrial Use in Brazil”
- ARNM0020：“Afforestation for Combating Desertification in Aohan County, Northern China”
- ARNM0022：“Afforestation of the cropland through agro-forestry practices in 3658 Ha. area in Khammam District of Andhra Pradesh, India under ITC’s Farm Forestry Project”
- ARNM0021：“Chocó-Manabí Corridor Reforestation and Conservation Carbon Project”
- ARNM0024：“San Nicolás CDM Reforestation Project”

(3) 不承認勧告方法論 (C 判定)

以下の方法論について、不承認とすることが合意された：

- ARNM0027：“Treinta y Tres afforestation combined with livestock intensification”

ARNM0012-rev: “Afforestation or reforestation project activity implemented on unmanaged grassland”は、AR-WGよりC判定が出されていたが、AR-WG議長より当該勧告を修正する見解が示された。討議の結果、プロジェクト参加者に当該方法論に関する明確化のための説明を求めた上で、AR-WGで再考することが合意された。

(4) 承認済み AR 方法論の改訂

ARAM0003：“Afforestation and reforestation of degraded land through tree planting, assisted natural regeneration and control of animal grazing” (ARWG, ANX2)

プロジェクト境界のモニタリングについて、プロジェクト境界の定義を反映するとともに、燃料用木材の回収が境界外で行われることで発生するリーケージの計算式が修正された。

「小規模植林・再植林 CDM の簡便化方法論」

地下部バイオマスを推計するための計算式等が修正された。

3 - 2 . 横断的課題

(1) 植林・再植林 CDM の土地適格性証明

植林・再植林 CDM では、 プロジェクト開始時においてプロジェクト実施対象の土地が森林

でないことの立証、新規植林の場合、50 年間森林の国家基準（面積、樹冠率、樹高）を下回っていること、再植林の場合、1989 年末の時点で森林の国家基準を下回っていることの証明が求められる¹¹。CDM 理事会はこれまでに上記の適格性を評価するための手順を策定したが（EB22）、プロジェクト実施者にとって当該手順の実施方法が不明確であるといった問題があった。このため、森林の定義の明確化や、LULUCF-GPG¹²との整合性を図るため、当該手順の改訂が勧告された、今次理事会にて採択された。

なお、この度改訂された手順では、新規植林の場合、過去 50 年間の 4 時点で森林ではなかったことの証明、再植林については、1990 年以降、一度も森林であったことがないことの証明を求める内容となっており、プロジェクト参加者にとっては厳格な規定となっている。このためプロジェクトの具体的な審査にあたっては柔軟さが必要といった見解も示された。

（２）施肥による N₂O 排出の算定

AR-WG は、施肥による N₂O 排出について、LULUCF-GPG との整合性を勘案し、検討を行った。AR-WG は、プロジェクト境界内で発生する施肥による N₂O 排出は、直接的に発生するもののみを植林・再植林プロジェクト活動の中で算入すること、リーケージとしての N₂O 排出源が苗木を育成するための苗床のみである場合、排出は極めて少量であり無視できる、とする勧告を行った。今次理事会にて了承された。

（３）フォームの改訂

これまでに植林・再植林以外の CDM に関連する各種フォームの改訂にあわせ、植林・再植林 CDM の各種フォームの改訂が勧告された：

- F-CDM-AR-rev：植林・再植林 CDM の方法論に関する改訂提案の提出フォーム
- F-CDM-AR-AM：植林・再植林方法論の適用に関する質問の DOE による提出フォーム
- F-CDM-SSC-AR-Subm：小規模植林・再植林 CDM の方法論提出フォーム

4．小規模 CDM

4 - 1．個別方法論の検討

AMS.III.J「原材料として利用される CO₂ 生産における化石燃料の燃焼回避」

SSC-WG より新設が勧告されたところ、前回理事会会合の検討の結果、SSC-WG に対し、

¹¹ マラケシュ合意（FCCC/CP/2001/13/Add.1 11/CP.7）

¹² 「土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF: Land Use, Land-Use Change and Forestry）に関する良好手法指針（GPG: Good Practice Guidance）」第 7 回気候変動枠組条約締約国会議(COP7、2003 年)の要請を受け、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が作成し、COP9（2005 年）にて採択された。温室効果ガス排出・吸収目録を作成するために必要な算定方法等は「1996 年改訂 IPCC ガイドライン」に定められているが、GPG は、IPCC ガイドラインに基づき、GHGs の排出量、吸収量及び炭素ストック変化量を推定、測定、モニタリング及び報告方法を精緻化するための模範的手法を示したものである。気候変動枠組条約（以下、UNFCCC）に基づく排出・吸収目録や京都議定書に基づく補足的情報の LULUCF 関連部分は、LULUCF-GPG に定められた方法に従って作成することが求められる。

ベースラインにおいて CO₂ が副生物として生産されている場合と、その他の副生物が発電目的に利用されている場合の扱いを勘案し、勧告案を再検討することが要請された。また、本件について、既存方法論（AM0027）との整合性を方法論パネルで検討することが要請された。

SSC-WG は、方法論パネルからのインプットをふまえ適用条件とリーケージについての記述を詳細化した勧告案を提出した。今次理事会にて採択された。

4 - 2 . 小規模 CDM の定義見直し

COP/MOP1 決定¹³により、CDM 理事会は、小規模 CDM の閾値を含む小規模 CDM 全体の見直し（review）を行い、その結果を COP/MOP2 に勧告することが求められている。

前回の理事会により、省エネルギープロジェクト（タイプ II）に焦点をあて、現行の閾値¹⁴の妥当性も含め、プロジェクト開発の障害となっていると考えられる点について、パブリック・コメントの募集が行われた（期間：7 月 24 日～8 月 14 日）。また SSC-WG に対し小規模 CDM の 3 タイプすべての定義見直しについて検討を進めることを要請し、その検討においてはタイプ の登録プロジェクトで最大の年間排出削減量を考慮することが求められた。

SSC-WG からの勧告をふまえ理事会で検討した結果、現行の閾値を下記のとおり変更する旨、COP/MOP に勧告することが合意された。

- タイプ ：発電能力が 15MW 以下（現行規定と同じ）
- タイプ ：エネルギー消費削減量が年間 60GWh 相当量以下（現行では 15GWh）
- タイプ ：年間排出削減量が 60,000tCO₂e 以下（現行では年間排出削減量が 25,000tCO₂ 以下¹⁵）

なお、本件に関しては公開会議の場では議論は行われず、また、合意された数値の根拠等についての説明はなかった。今次 CDM 理事会報告書によれば、タイプ のプロジェクトについては、閾値がプロジェクト促進の障害となっていた可能性があること、また、プロジェクトの直接排出に基づき規定されたタイプ の従前の規定は適切ではなく、排出削減量を基準とした閾値が妥当であるとする CDM 理事会の見解が示された。

なお、小規模 CDM の定義に関する SSC-WG からの勧告は、下記 2 つのオプションを提示するものであった：

オプション 1：小規模 CDM を「年間排出削減量が 60,000tCO₂e 以下となるプロジェクト活動」として定義（タイプ のプロジェクト活動（登録済み及び登録申請中案件）の年間排出削減量の推計最大値に基づく）

¹³ CDM に関する COP/MOP1 決定、パラグラフ 31

¹⁴ 年間 15GWh 相当量までの、供給及びまたは需要サイドにおけるエネルギー消費を低減するエネルギー効率改善（マラケシュ合意）

¹⁵ マラケシュ合意に基づくタイプ としての適格性は、プロジェクト活動に伴う排出量（プロジェクト排出量）が年間 15,000tCO₂ を下回ることとされていたところ、EB24 にて変更が合意された。

オプション 2 :

- タイプ : 発電能力が 15MW 以下 (現行規定と同じ)
- タイプ : エネルギー消費削減量が年間 40GWh 相当量以下
- タイプ : 年間排出削減量が 50,000tCO₂e 以下とする。

4 - 3 . その他の横断的課題

(1) 技術、施策に関する定義の明確化

小規模 CDM プロジェクトとして申請する場合には、通常規模プロジェクトの細分化 (debundling) でないことを示すことが求められる。複数のプロジェクト活動を含むケースとして、その内容が、ひとつのプロジェクト活動では、ボイラーの予熱による廃ガスから廃熱を回収し、別のプロジェクト活動では、生産工程で必要な予熱を得るために熱交換器 (plate type heat exchanger) を用いるものであるが、同一の方法論 (例 : AMS II.D (産業設備でのエネルギー効率化および燃料転換)) を使用するというものがある。こうしたケースに対応するため、同一の技術、方策 (same technology/measure) について、以下を定義とすることが合意された :

- 2 つのプロジェクト活動が、生産物が同種で同種の設備や転換プロセスを用いる場合に、同一の技術を適用しているとみなす。
- 2 つのプロジェクト活動が、同じ行為 (course of action) から成り、同じ影響をもたらす場合に、同一の施策を用いているとみなす (例 : 2 つのプロジェクトが、いずれも燃料転換という同じ management practice を用いる)

(2) 再生可能エネルギーのキャパシティに関するガイダンス

タイプ (再生可能エネルギー) の小規模プロジェクトとしての適格性 (設備容量 15MW 以下) を具体的に定義するため、再生可能エネルギーの発電設備能力に関するガイダンスの検討が進められている。今次の理事会会合では、このうち太陽熱利用設備の最大能力について検討が行われた。本件については前回理事会により、熱の集積面積から熱量に変換する際の係数 (0.7kWth/m²) について、非附属書 国で通常用いられる当該設備の仕様を勘案し SSC-WG にて再検討することが求められていた。この結果、「太陽熱利用設備の最大出力は、熱の集積面積から熱量に変換する際の係数として 0.7kWth/m²を用いて計算、すなわち、熱の集積面積としては 64,000 m²を上限とすること。ただし、プロジェクト活動にとりより適切であることが示される場合には『小規模 CDM 簡便化方法論』のガイダンスに従い他の係数を用いることも可能。」とする SSC-WG の勧告が採択された。

5 . プロジェクト登録と CER 発行に関する検討

5 - 1 . 個別プロジェクトの検討

今次会合では、下記の個別プロジェクトについて検討が行われた： 登録申請がなされたプロジェクトで今次会合までにレビュー要請が出されたプロジェクト、 登録申請がなされたプロジェクトで前回会合にてレビュー実施が決定されたプロジェクト、 CER 発行申請がなされたプロジェクトで今次会合までにレビュー要請が出されたプロジェクト、 CER 発行申請がなされたプロジェクトで前回会合にてレビュー実施が決定されたプロジェクト。討議の結果は下表のとおりとなった。

登録が承認されたプロジェクトの中には（株）鹿島建設がプロジェクト参加者となっている案件が含まれている（#0323）。

前回会合において再審査（レビュー）を実施することが決定されたプロジェクトのうち、1 件について登録を不承認とすることが合意された。当該案件はインドにおける水力発電プロジェクトで、追加性立証が不十分との見解が示された。CDM 理事会で登録申請が却下されるのは 5 件目のケースとなった。

個別プロジェクトの審査に関する検討は非公式会合（非公開）の場で行われるが、今次会合の合意により、登録不承認とされた理由を Web 上で公開することが合意された。

また、プロジェクトの登録及び CER 発行審査の実績に基づき CDM 理事会は、DOE による有効化審査及び認証の質に懸念が持たれる、との見解を示した。このため、DOE の業務に対し求められる要求事項等があらためて示された。また、DOE 及びプロジェクト参加者に対し、登録申請に際しては追加性を立証しベースラインを特定するために行われた計算や関連する情報提出¹⁶等を求めることが確認された。

表: 個別プロジェクトの検討結果

検討項目		件数	結果
プロジェクトの登録要請	レビュー要請	9件	登録(6件): 0114、0427、0446、0447、0505、0401 条件付登録(1件): 0410 レビュー実施(3件): 0443、0474
	前回理事会決定によるレビュー実施の結果	7件	登録(6件): 0304、0315、0323、0358、0372、0396 却下(1件): 0400
CER発行要請	レビュー要請	5件	発行(1件): 0075 条件付発行(1件): 0198 レビュー実施(3件): 0085、0150、0163
	前回理事会決定によるレビュー実施の結果	3件	発行(1件): 0341 条件付発行(2件): 0164、0183

(注) 番号はプロジェクトナンバー

5 - 2 . 早期実施プロジェクト^{ix}の提出期限

これまでに、2000 年 1 月 1 日から 2004 年 11 月 18 日までに開始されたプロジェクトで、2006

¹⁶ 秘匿情報の場合、その旨記し提出することが求められるとの見解が会合中に示された。

年 1 月 11 日までに方法論の提案が行われているか、2005 年 12 月 31 日までに DOE へ有効化審査申請が行われているプロジェクトに対しては、遡及クレジットを認めるとの決定が行われている。今次理事会では、こうした要件が満たされるための条件として下記の明確化が行われた：

- プロジェクト活動の登録申請が 2006 年 12 月 31 日 (GMT24:00) までに DOE を通し行われていること；
- 2007 年 1 月 31 日までに登録申請料が事務局に受理されていること；
- 2007 年 2 月 15 日までに申請手続きが完了、したがって UNFCCC 公式サイトに公表されていること。

5 - 3 . モニタリング計画の変更手続き等

プロジェクト参加者が作成するモニタリング計画は、CDM プロジェクトとしての登録後も、規定 (Decision 3/CMP.1) に従い変更可能である。本件についての手続き案が事務局より提出され、今次理事会で討議された。その結果、どのような場合に変更が認められるのか等が明確化され、事務局案が採択された。

< 参考 4 >

「モニタリング計画の変更手続き」の主な内容
1. DOE がプロジェクトの認証業務を行う際に、当該プロジェクトのモニタリング計画が適用されるモニタリング方法論に沿っていないことを発見した場合、当該 DOE はモニタリング計画の修正を要請すること； 2. プロジェクト参加者は、登録された PDD に示されるモニタリング計画を実施すること。プロジェクト参加者は、方法論パネルが CDM 理事会議長とのコンサルテーションに基づきモニタリング計画の修正を受理した場合にのみ、修正したモニタリング計画を適用することができる； 3. DOE は、下記の記載を含む修正されたモニタリング計画の有効化報告を事務局に提出すること： • 計画を修正することによってモニタリング及び認証プロセスにおける正確さまたは完全さの水準が低下しないこと及びその理由； • 修正が、プロジェクト活動に適用されるモニタリング方法論に沿うものであること及びその理由； • 従前の認証報告における指摘点がどのように反映されているか。 4. 事務局は、本件の審査にあたる RIT メンバーを選定し、担当となった RIT メンバーは 10 日以内に評価書を提出し、(事務局は) 1 日営業日以内に CDM 理事会に提出すること； 5. 修正された計画書は、CDM 理事会議長及び方法論パネル議長とのコンサルテーションにより、事務局が検討すること； 6. 受理された場合、CDM のウェブページに公表。

なお、CDM 理事会より DOE の認証業務に関して、モニタリングが行われるパラメータ及び頻度が登録されたモニタリング計画書通りに行われたことを認証すること、モニタリ

ング計画通りに行われていない場合は、理論上最も保守的な前提を用いること、が要請された。

6．その他

6 - 1．DOE/AE フォーラムとの情報交換¹⁷

DOE/AE フォーラム議長より、DOE/AE の視点に立った懸案事項が報告された：

クレジット期間の更新¹⁸手続き検討について。

理事会：DOE の信任更新についてのアセスメントとも関連し検討する必要がある。

RIT による評価 (appraisal) について、担当メンバーによりアプローチが異なるケースが見られる。

理事会：DOE でも有効化に際し異なる結果が出るように、RIT や方法論パネルでもこうしたことはあり得る。RIT の体制はスタートしたばかりであり、今後の改善が期待される。

早期実施プロジェクトで、規定に従い期限内に登録申請がなされたものの、理事会メンバーからのレビュー要請が出され登録が遅延する場合、また、方法論が不承認とされ遅延する場合の扱いについて。

理事会：慎重な検討が必要と認識しており、CDM 理事会内の議題にあがり始めている。

登録済みのプロジェクトがクレジット期間を更新するにあたり、登録時に用いられた方法論が統合化されているため登録時の方法論ではなく新規の統合方法論を適用しようとするケースが考えられる。この場合に適用される手続きの制定が求められる。

プロジェクトサイトが複数に亘るプロジェクト活動において、段階的なモニタリング及び認証を実施することについて理事会の回答が求められる。

理事会：早急に検討する必要があると認識している。

6 - 2．オブザーバーとの Q&A セッション

オブザーバーとの Q&A セッションが開催された。主な内容は下記のとおり：

オブザーバー（ポイント・カーボン、国際排出量取引協会）：

外部から CDM 理事会に対して会合で議論される方法論や他の議題に関し文書が提出される。これらは公開されないのか。またこうした文書で、理事会会合に対し示唆の多いものについては

¹⁷ CDM 理事会 (EB14) の決定に基づき、DOE/AE の業務強化のための方策等に関する情報交換の場が設けられている。

¹⁸ 7 年間のクレジット期間を選択したプロジェクトは、2 回更新が可能。

CDM 理事会の議論で勘案されることが期待される。

理事会：

- ・理事会宛の文書を CDM 理事会の裁量により公開することは適切ではなく、提出者が公開を望むのであれば当事者自身の手段により公開すべき。
- ・こうした文書（unsolicited submission）へ十分に対応することは困難であり、また、CDM 理事会の公式議題、公式プロセスとして認識されるものではない。

オブザーバー（国際排出量取引協会、ポイント・カーボン）：

レビュー要請が出された、またはレビューが実施されたプロジェクトが登録または却下されるにあたり、より具体的なフィードバックが必要ではないか。

理事会：

- ・レビュー要請が出されたプロジェクトについて理事会からプロジェクト参加者に求められる明確化は、極めて具体的な要件であり、登録が承認されない場合に何が問題となったのか等は、プロジェクト参加者にとっては明確である。
- ・CDM 理事会に対し詳細説明を求めることは、“コンサルティング”との区別が曖昧になり不適切と考える。

オブザーバー（PwC インド）：

過去の実績や失敗例から学ぶべき点があると考えるが、CDM では必ずしも前例に従えばよいわけではなく、また CDM 理事会とのコミュニケーションはプロジェクト参加者の立場からは不十分と考えられる。このため過去から学ぶための機会が乏しいのではないか。

理事会：

プロジェクトの登録件数等に表れているように、CDM 理事会は実績をあげていることに注目すべき。CDM 理事会の現在の負荷を考慮すると、コミュニケーション拡大等への対応には限度がある。

オブザーバー（世界銀行）：

早期実施プロジェクトが登録期限の問題（前出）及び、CDM の地域バランスの問題について、CDM 理事会として具体的施策を打ち出すのか。

理事会・事務局：

については対応済み。は継続して検討する。その他の国連機関でも本件についての対応策を検討している組織が複数あり、次回 COP/MOP ではこうした動きをひとつにまとめる動きが期待される。

オブザーバー（日本林野庁）：

今次会合で採択された「植林・再植林プロジェクトの土地適格性の立証手続き」はプロジェクト

参加者にとって過大な負担となる恐れがある。

理事会：

AR-WG では本件について詳細な議論が行われた。今後は、プロジェクト参加者による事例を具体的に検討する必要がある、当該手続きがプロジェクトの妨げになっているということであれば再度検討することはあり得る。

用語解説

i プロジェクトの登録、CER の発行審査、及びレビュー：

プロジェクトの登録申請や CER の発行申請が出された個別の CDM プロジェクトは、CDM 理事会による登録承認、CER の発行承認が必要となる。マラケシュ合意により、登録または CER 発行の申請後、一定の自動登録期限がそれぞれ設けられているが、期限内に CDM 理事会メンバー 3 名以上の要請が出された場合等には、CDM 理事会によりレビューの実施如何が検討される。

CDM 理事会による検討に先立ち、CDM 理事会の下部組織として設置された「登録・発行チーム（RIT：Registration and Issuance Team）」を構成する専門家が上記期限内に個別プロジェクトの評価を行い、CDM 理事会に対する勧告を作成する仕組みとなっている。

ii 追加性（additionality）：

京都議定書（第 12 条 5 項（c））により、CDM のプロジェクト活動から生じる排出削減は、「CDM のプロジェクト活動がない場合に生じる排出削減に対し追加的（additional）に生じるもの」であることが求められる。これに従い CDM 理事会によるプロジェクト審査においては、排出削減の“追加性”が重要な審査項目のひとつとなっている。

iii CDM の方法論（methodology）：

プロジェクト実施にあたっての排出削減量の計算方法や、モニタリング方法等の手順を一般化して示した文書で、個別プロジェクトの実施に先立ち CDM 理事会の承認を受ける必要がある。承認された方法論は AM（approved methodology）として表記される。

iv ダブルカウント（二重計上）

バイオディーゼルへの代替やセメントの代替材料の使用等に関する方法論において、同一の財・サービスによる排出削減効果を生産者及び消費者の双方が申請することで、CER の二重計上（ダブルカウント）が発生すること。

v プログラム型 CDM

これまでに、途上国政府あるいは地方自治体等において、温室効果ガス排出に影響を与える法規制の策定、施行、施行強化等が行われる場合、これらを CDM プロジェクトとし、実現された排出削減をクレジット化するという方法論が提出された。これを受けて、CDM 理事会では、途上国政府あるいは地方自治体等において、温室効果ガス排出に影響を与える法規制の策定、施行、施行強化等が行われる場合に、実現された排出削減をクレジット化することを CDM として有効とすることの是非が論点となった。COP/MOP1 での検討の結果、地方自治体、地域、国家の政策または基準の実施を CDM プロジェクトとすることは認められないが、政府プログラムの下に実施されるプロジェクトを、バンドリング（一括化）等を通じて CDM として実施することは認められるとされた。これを受け、具体的な検討が CDM 理事会で進められることとなっている。

vi 小規模 CDM :

マラケシュ合意が規定する閾値等の適用条件を満たした小規模プロジェクトを指す。プロジェクトの種類別にタイプ 1 (再生可能エネルギー)、タイプ 2 (省エネルギー)、タイプ 3 (その他) があり、それぞれに閾値が設けられている。

vii 運営組織 (OE: Operational Entity):

CDM プロジェクトが京都議定書や関連ガイドラインの要件を満たしているかの審査を行い、当該プロジェクトに伴う排出削減量の認証、検証を行う法人または機関を指す。CDM 理事会からの信任勧告に基づき COP/MOP にて正式に指定される。このようにして指定を受けた組織は、指定運営組織 (DOE: Designated Operational Entity) となる。信任及び指定は、有効化審査 (validation) と検証/認証 (verification/certification) の 2 つの段階 (フェーズ) に分かれており、運営組織の専門性に応じて、セクタースコープ (DOE として業務を実施できる専門部門) が認定される。

viii スポットチェック:

プロジェクトの登録や CER の発行に際しレビュー要請が行われた場合や、DOE の業務の質に重大な疑義が持たれた場合等を契機として、当該プロジェクトの有効化等を行った DOE に対し、CDM 理事会が必要に応じ任意で実施する。

ix 遡及クレジット及び早期実施プロジェクト:

CDM プロジェクトは、原則的には、登録が承認された後に行われる排出削減を対象にクレジットが発給される。ただし、プロジェクトの登録日以前に開始されたプロジェクトによる排出削減に対し、例外的に遡及クレジットを発給することが認められている。こうした措置は下記の規定及び経緯による:

マラケシュ合意 (Decision 17/CP.7, 13) により、京都メカニズムの運用ルールが採択されたマラケシュ合意以前より、気候変動対策を目的として行われた GHGs 排出削減プロジェクトについては、2000 年 1 月 1 日以降に行われたプロジェクト (通称「早期実施プロジェクト」) は、2005 年 12 月 31 日までに登録申請を行えば、登録日より以前 (ただし 2000 年 1 月 1 日以降) の排出削減を遡及クレジットとして発給することを認める、とされた。

その後 2003 年の COP9 決定 (Decision 18/CP.9, 1.(c)) により、マラケシュ合意採択以降、最初の CDM 案件が登録された日付 (2004 年 11 月 18 日) までに実施されたプロジェクトについても、プロジェクト開始が 2000 年 1 月 1 日以降で、2005 年 12 月 31 日までに登録申請を行えば、登録日以前に遡りクレジット期間を開始することを可能、とした。

さらに COP/MOP1 (Decision/CMP.1,4) では、遡及クレジットを求める場合の要件として「2005 年 12 月 31 日までに有効化審査の要請または方法論の提案が行われたプロジェクトで、2006 年 12 月 31 日までに登録されたプロジェクトについては遡及クレジットの発行を認める」とされた。CDM 理事会は、こうしたプロジェクトの登録申請に関する手続き詳細について、明確化を行った (EB22、EB23、EB25)。

お問合せ先: report@tky.iecej.or.jp